

※本要請及び質問状は（案）ですので、一部追加や修正が生じる場合もあります。

2022年2月 日

青森県知事 三村申吾 殿

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会 共同代表 浅石 紘爾

阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

平野 了三

経済産業大臣からの説明に関わる知事の対応に関する要請、  
及び公開質問状について

2021年11月8日に貴職に萩生田経済産業大臣より核燃料サイクル政策等について説明を受け、貴職から二点について確認、要請され、大臣から各々発言があったと報道されております。

しかし、報道だけでは理解できないことが多く、別紙により、公開質問状を提出しますので文書にて御回答下さるようお願いいたします。

併せて、下記内容について貴職の対応を要請します。

#### 記

- (1) 核燃料サイクル政策及び放射性廃棄物（高、低レベルを問わず）の最終処分地に関する県民意識調査の実施について  
(県民意識を正確に把握することが必要である)
- (2) 核燃料サイクル政策に関して県民の説明及び意見交換の実施  
(現在の要請、公開質問状の形式では県民の理解と信頼、協力を得る政策にならない)
- (3) 県及び国、NUMOが出席する高レベル放射性廃棄物最終処分地選定に関する説明及び意見交換会の実現。
- (4) 核燃料サイクル政策の青森県への将来の影響  
予測を取りまとめ県民に説明すること。  
(将来の人口予測が公表されているように、核燃料サイクル施設及び放射性廃棄物等の将来動向予測を県民に示す必要がある)

別紙(案)

2021年11月8日経済産業大臣からの説明等に係る知事の対応に関する公開質問状

- (1) 2021年10月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画で核燃料サイクル推進を基本的方針としていることから引き続き堅持し、着実に進めていくとの大臣の説明に関して、「基本計画の基本的方針」は極めて抽象的であり、具体的にプルトニウム利用計画を年次別、原子炉毎に求め、六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場の操業年数及び使用済MOX燃料用再処理工場計画、むつ中間貯蔵施設用、再処理工場計画と将来プルサーマル原発計画数やプルサーマル計画のコスト比較等の具体的計画等を知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。
- (2) 核燃料サイクル政策は1967年(昭和42年)原子力開発利用長期計画決定とエネルギー基本計画等で閣議決定され推進されて来たにもかかわらず、未だ達成、実現していない原因と理由について、知事は国に説明を求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。
- (3) 日本原燃をはじめとする原子力事業者に対して、県民の安全、安心の確保に最大限努めていくとの大臣の説明に関して、東京電力、日本原電、関西電力等の不祥事が依然として続出し、東海再処理工場ガラス固化施設の操業停止等再処理技術が未だ確立されていない等の事業者の信頼性及び再処理工場の安全性の担保を知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と今後の対応を問う。
- (4) 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、引き続き国が前面に立って、全国の対話活動に取り組むとの大臣の説明に関して、安全審査基準等の法整備スケジュール及び、最終処分場操業までの具体的スケジュール並びに最終処分場が遅くとも、2045年4月25日までには操業するとの明確かつ具体的な担保を知事は国に求めるべきであったと思うが、各々の見通し及び担保について知事の認識と対応を問う。
- (5) 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないとの約束を引き続き遵守するとの大臣の説明に関して、本県を最終処分地にしない約束は、本県に一時貯蔵されているガラス固化体を遅くとも2045年4月25日までに「搬出」するとの事業者の約束が履行されることであり、国として事業者が約束を履行するよう指導しているが「指導」ではなく、国として「搬出」に主体的に「責任」を果たすよう知事は国に求めるべきであったと思うが、知事の認識と対応を問う。
- (6) 知事は、大臣に対して「核燃料サイクルについて、国民全体の理解と信頼をまだ十分得ていないと感じている」と要請しているが、知事は「国民全体の理解と信頼を得られない原因をどう捉え、どのような状況になれば理解と信頼を得られたと判断するのか、知事の見解について問う。
- (7) 六ヶ所再処理工場が操業を開始することになれば、新たな高レベル放射性廃棄物と地層処分相当の低レベル放射性廃棄物が発生することについて、これら廃棄物についても青森県を最終処分地にしないことを改めて大臣に確認していることに関して、現時点で、操業開始を前提とした「操業ありき」の知事発言は、

県民に誤解と不安を与え、容認できないと考えるが、知事の見解について問う。

(8) 又、同廃棄物問題の不安解消対策は、国において法律で、本県を最終処分地としないことと、一時保管期間を明示することであり、知事は国に求めるべきであったと思うが知事の見解と対応について問う。

(9) 更に、六ヶ所再処理工場操業には、県、六ヶ所と事業との「安全協定」締結が必要であり、知事は事前に県民の意見を把握すべきであることから、安全協定締結に向けた知事の考え方、手続手順等について検討し、あるいは既に整理されているのか、知事の見解について問う。